

# 令和元年度第9回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和 元年 11月8日 (金)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	午前 9時00分	閉会時間	午前 10時00分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	岩 田 正	6 番	天 崎 直 幸
	2 番	浅 田 昭 弥	7 番	稲 田 洋 子
	3 番	加 藤 幸 児	8 番	吉 川 保
	4 番	絹 谷 澄 雄	9 番	奥 迫 静 子
	5 番	内 田 章 久	10番	梅 林 操
出席推進委員	日野上	梅 林 剛	多 里	糸 田 川 啓
	山 上	青 戸 勝 美	石 見	田 邊 智 寛
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	阿毘縁	足 立 進 也	福 栄	福 田 英 夫
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員	番			
議事録署名委員	5 番	内 田 章 久	6 番	天 崎 直 幸
出席した職員	事務局長	松 本 道 博	主 幹	石 倉 嘉 寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第2号	
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第3号	農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
6. 協 議 事 項	
協議事項1	非農地通知について
協議事項2	
7. そ の 他	

8. 閉 会		
開 会	議 長	定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、第9回日南町農業委員会を開会すると宣言した。
挨拶	議 長	今日は立冬という事ですが、朝晩は大変寒くなってきました。先月の総会で同意頂きました、10年後の日南町の農業を考える会を早速10月の総会后立ち上げて頂きました。会長は浅田委員さんをお願いし、メンバーは若手の6人でスタート致しました。まず初めに、各方面の方々のお話を聞きながら、会の考え方を模索しようということで、本日の総会后に日野振興センターをお願いし、ご講演を頂くことに致しました。来月は、鳥取県農業会議、1月はJA鳥取西部農業協同組合にご講演頂くこととしています。考える会以外の方たちもご意見がございましたら、どしどし会の方へご意見を頂きたいと思っております。10月31日、西部農業委員会会長会の臨時総会が日南町で行われました。総会后には林業アカデミー、岩田委員さんのトマト経営についてお話を伺ったところです。各会長さんも岩田委員のお話が一番良かったと好評を頂きました。11月3日には琴浦町で婚活イベントがございまして、それに岩田委員さんと浅田委員さんに行って状況を見て帰って頂いております。後で浅田委員さんから報告があらうかと思っております。以上ご報告申し上げまして、第9回農業委員会総会を開催致します。
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、5番内田委員、6番天崎委員を指名した。
報告第1号	議 長	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局お願いします。
	事 務 局 長	報告第1号です。合意解約が4件提出されています。1件目ですが、土地の所在、日南町〇〇××番地、登記簿地目原野、現況も原野、面積133㎡、その他全体で計5筆、面積が786㎡です。賃貸人が△△の□□さん賃借人が日南町〇〇の××さんです。解約の理由ですが△△さんが体調を崩されて、耕作が難しくなってきたという事での解約です。後程の案件で中間管理事業によって□□さんが耕作予定という事です。2件目です。土地の所在、日南町〇〇××番地、地目は田、面積が1,713㎡、賃貸人が同じく△△の□□さん、賃借人が日南町〇〇の××さんです。こちらも解約後に中間管理事業によりまして、△△さんが耕作予定です。次に3件目です。土地の所在が日南町□□〇〇、地目は田、面積が713㎡、もう一筆が〇〇番地、地目田、面積は936㎡、合計で1,649㎡です。賃貸人が日南町××の△△さん、賃借人が同じく□□の〇〇さんです。こちらも中間管理事業において、××さんが耕作予定です。最後4番目です。土地の所在が日南町△△□□番地、地目は田、面積が1,161㎡、賃貸人が〇〇さん、賃借人が××さんです。こちらは親子で農業者年金の関係で3条の使用貸借となっていました。この土地を新規就農者に貸すための合意解約という事です。以上です宜しくお願い致します。
	議 長	報告第1号についてご質問、ご意見がございませうか。無いようですので

		次に移ります。
議案第1号	議 長	議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定について、事務局をお願いします。
	事 務 局 長	議案第1号です。非農地証明の申請がありましたので、お諮りするものです。土地の所在、日南町〇〇××番地、登記簿地目は畑、現況が原野です。面積は247㎡です。他10筆ありますのでご覧ください。全体で11筆、合計面積が3,802㎡です。所有者が日南町△△の□□さんです。非農地の理由ですが、20年以上耕作しておらず原野化している。今後も耕作の意思が無いという事で申請がありました。現況が原野として議案に載せておりますが、字切図を見て頂きますと、家が建っている部分もあります。これについては家屋の評価台帳を確認しましたところ、大正15年に建てられた建物で、農地法が制定される以前に建てられたという事で農地法の適用を受けない土地です。場所ですが、中間図をご覧くださいますと、〇〇さんの昔の家が建っていた場所の周辺です。字切図の青い線で囲んだ所が当該地です。それぞれの原野化している状況の写真を載せておりますのでご確認下さい。以上です。
	議 長	地元委員さんの補足をお願いします。
	丸山推 進委員	11月1日に内田委員さん、事務局と現場を確認に行きました。先程事務局の報告と資料にもありましたように、現場は原野若しくは山林の状態になっていました。農地に復元するのは不可能であり、非農地と認めるのが適当と判断しました。以上です。
	議 長	議案第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号は承認された。
議案第2号	議 長	議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画に決定について、事務局をお願いします。
	事 務 局 長	議案第2号について農用地集積計画につきまして、町長から諮問がありましたのでお諮りするものです。総括表の方はご覧ください。個別案件について説明します。1番です。土地の所在、日南町〇〇××番地、地目は田、面積は2,797㎡、他2筆あります。合計3筆、すべて田で、合計面積が5,342㎡です。利用権を設定する者が日南町△△の□□さん、受ける者が鳥取県担い手育成機構です。後で配分計画の方でお諮りしますが、〇〇さんが耕作される予定です。利用目的はそば、小作料は使用貸借です。契約期間は令和2年1月1日から、令和21年12月31日までの20年間です。本日資料としてお配りしていますが、昨年基盤法の改正がありました。相続権とかそういった権利の過半数を有する者の場合は、以前は5年間でしたが、20年まで貸借が可能という事になりました。次に2番です。土地の所在、日南町〇〇××番地、地目は田、面積は2,227㎡、その他農介原が1筆、もう1筆が田で、全体で3筆あります。合計面積が5,337㎡、利用権を設定する者が××の△△さん、こちらも担い手機構に一旦預けて□□さんが配

分を受ける予定になっています。利用目的はそばで小作料は使用貸借です。期間は20年です。3番目ですが土地の所在地、日南町〇〇××番地、農介原です。面積は45㎡です。その他9筆あります。田が3筆、農介原が7筆、合計10筆で面積が2409.96㎡です。利用権を設定する者が日南町△△の□□さんです。利用権を受ける者は鳥取県担い手育成機構です。水稻を作付予定で小作料は使用貸借です。期間は令和元年11月8日から令和12年3月31日までの10年5ヶ月です。こちらも耕作者は担い手機構から配分を受ける予定となっています。次に4番です。土地の所在、日南町〇〇××番地、他1筆あります。地目は田、面積は、合わせて1,649㎡、利用権の設定をする者が日南町△△の□□さん、受ける者が担い手機構です。利用目的は水稻の作付、小作料は使用貸借です。期間は令和元年11月8日から令和12年3月31日までの10年5ヶ月です。5番目ですが、土地の所在、日南町〇〇××番地、地目は田、面積1,713㎡、利用権を設定する者が△△の□□さん、受ける者が担い手育成機構です。利用目的は水稻、小作料は使用貸借です。期間は同じ10年5ヶ月で、〇〇さんに配分予定です。次に6番です。土地の所在、日南町××△△番地、地目は田、他農介原が4筆、全体で5筆、合計面積は786㎡です。利用権を設定する者が□□の〇〇さん受ける者が担い手育成機構。水稻作付予定で使用貸借です。期間は同じく10年5ヶ月で、××さんに配分予定です。7番ですが、土地の所在、日南町△△□□番地、その他田が3筆、農介原が4筆ありまして、全体で8筆、合計面積は5,105㎡です。利用権を設定する者が日南町〇〇の××さん、受ける者が担い手育成機構です。利用目的は水稻の作付予定で賃借料は水張反当3,000円です。期間は令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年です。こちらも配分計画で△△さんに耕作して頂く予定です。続いて8番です。土地の所在、日南町□□〇〇番地、他7筆あります。地目はすべて田です。面積は合わせて9,867㎡です。利用権を設定する者が××の△△さん、設定を受ける者が日南町□□の〇〇さんです。利用目的はそばの作付予定で賃借料は水張反当1,000円です。期間は5年1ヶ月です。次に9番です。土地の所在日南町××△△番地、地目は田、面積は1,161㎡、こちらは合意解約の土地で、利用権を設定する者は日南町□□の〇〇さん、受ける者が同じく××の△△さんです。利用目的としては、育苗ハウスを建てて利用されるという事です。賃借料は全体で6,000円です。期間は10年1ヶ月です。□□さんですが新規就農者ということで、来年からは主にねぎを作られると伺っておりまして、土地の所有者との関係はお孫さんではありますが、独立した経営体としてしっかりやっていくという事で、賃借ということになっています。続いて10番です。土地の所在、日南町〇〇××番地、他2筆ありまして地目はすべて田です。合計面積が8096㎡、利用権を設定する者が△△の□□さん、利用権を受ける者が日南町〇〇です。作付は水稻で小作料が水張反当5,000円で期間は5年です。以上全体で10件、44筆、合計面積が41,465.96㎡の集積計画です。宜しくお願

		い致します。
	議 長	議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。
	4 番	9 番の案件の××さんの経営面積は 0 ではないですか。
	事 務 局 長	農家台帳の世帯で確認した数字ですので 19,324 m <sup>2</sup> とあがっておりますが△△さんは 0 ですので訂正させて下さい。
	5 番	同じく□□さんですが、農業経営状況を見ると先程の説明では、作物はネギというはなしでしたが、こちらではトマトとなっておりますが、どちらが正しいですか。
	事 務 局 長	就農計画ではネギが主体と伺っておりますので訂正をお願いします。
	糸田川 推 進 委 員	先程の〇〇君の件について補足をさせていただきます。この度出てきた案件ではおじいさんが所有していた土地を孫である××君が借りて、以前はお父さんが米を作っていたのですが、その土地が排水不良ということもあって、そこを借りて育苗ハウスを建てて、ネギ、ブロッコリー、スイートコーンの育苗をします。今後、来月以降の案件では湯河地内や萩原地内で賃貸借によって約一町ちょっとの農地が出てきます。それを補足しておきます。
	議 長	その他ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 2 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号は承認された。
議案第 3 号	議 長	議案第 3 号 農地中間管理事業に促進に関する法律第 19 条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について、事務局をお願いします。
	事 務 局 長	議案第 3 号です。農地利用配分計画案について、農業委員会の委員の皆様には町長から意見照会がありましたので意見を求めるものです。集計表をご覧ください。整理番号 1 番から説明します。権利の設定を受ける者が日南町△△の□□さんです。利用権を設定する農地が全部で 6 筆ありまして、合計面積が 10,679 m <sup>2</sup> です。使用貸借で期間が 20 年です。次に 2 番です。権利の設定を受ける者が、日南町〇〇の××さんです。全部で 15 筆ありまして、合計面積が 3,195,96 m <sup>2</sup> です。使用貸借で契約期間は 10 年 3 ヶ月です。続いて 3 番です。権利の設定を受ける者が△△の□□さんです。全部で 3 筆ありまして、合計面積が、3,362 m <sup>2</sup> です。使用貸借で、契約期間は 10 年 3 ヶ月です。次に 4 番ですが、権利の設定を受ける者が日南町〇〇の××さんです。全部で 8 筆ありまして、合計面積が 5,105 m <sup>2</sup> です。こちらは賃貸借で水張反当 3,000 円です。支払は口座振込で、契約期間は 10 年です。全体では 32 件で、合計面積は 22,341.96 m <sup>2</sup> の配分となっております。宜しく願い致します。
	議 長	説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 3 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員賛成) 全員異議のないことを確認して、議案第 3 号が承認された。
協議事項 1	議 長	協議事項第 1 号、非農地通知について事務局をお願いします。

事 務  
局 長

総会資料の、非農地通知事務の流れをご覧ください。懸案となっておりますが、非農地についてこれから進めていこうと思っておりますので宜しくお願い致します。1、2枚目については昨年11月2日に私が大山町に行き、取り組み状況や注意する点についてお聞きしたものをまとめたものです。全体の流れとしては、農地パトロール等によって非農地通知候補地の把握がまず初めにやるべきことです。こちらは今年の8月に皆様にお世話になって終わっています。それを活用して、委員の方と現地の写真を撮りに行かせて頂いて、準備をしていきたいと思っております。次に非農地リストの作成ですが、こちらは事務局で進めて行くべきことだと思っております。登記の証明書や公図をとって確認作業をすすめていくこととなります。後は農振農用地のチェックや、1筆に2種類以上の地目のある土地など、分筆が必要な場合等はリストから外すようなかたちになります。また、地籍調査が間近な箇所は対象地から外していきたいと考えています。先程申し上げましたように、現地の写真を撮っておりませんので、雪が降るまで出来るだけ早く現地確認をしたいと考えています。その後には現地調書の作成という事で、様式は後で説明させていただきますが、それを作成して、所有者の意向確認調査を事務局でやっていきます。大山町さんにもお聞きしましたが、所有者さんが数年後に農地にしたいと考えている案件もあつたりするという事もあるし、林地に見えるが、実際は果樹を植えておられる場所があるという例もあると聞いておりますので、所有者の方にも確認作業を進めていきたいと思っております。それ以降は固定資産税担当の住民課等と協議をしたいと思っております。また、農業委員会の総会においては、議案として提出して、最終的に非農地にするかという事をお諮りしたいと思っております。今年は12月中にはこの処理は無理だと思っておりますので、来年の3月くらいまでには何ヶ所か実際に処理を進めていきたいと思っております。資料の米印のところですが固定資産税の基準日が1月1日になっておりまして、12月の総会までにお諮りすると、翌年の課税からは反映されるという意味合いですので、翌年度以降は出来るだけこういったサイクルにもっていききたいと思っております。あとは、担当課への通知ですとか、法務局に書類を提出するという流れになってきます。次ページには地方税法のことが書いてあります。非農地通知自体は全国でやっているのは、‘あなたの土地は農地ではありませんので地目を変えて下さい’という通知をするのが一般的には非農地事務の流れですが、鳥取県の場合は、県の農業会議と法務局と協議をされて、地方税法を根拠として、実際の登記地目まで変えるという作業をしています。これの元になっている根拠法が地方税法ということでここに載せておりますのでご覧ください。4ページは、現地確認に行く際に図面番号や、どの現場の写真と突合している土地かという管理をしていくような、現地で書き込んでいくかたちの、事務の補助的な書類です。5ページが大山町の画像ですが、実際の現地を確認して画像として残していくということです。6ページに現地調査書というのがありまして、法務局にはこの書類を

		<p>添付して提出することになります。次に7ページです。様式第3-1とありますが、非農地通知一覧表です。実際に現地確認したものを、そこに落とし込んでいきます。こちらも法務局に提出する書類です。9ページに載せていますが、土地の所有者の方への意向確認の書類です。次ページには回答書ということで、実際は非農地にするということに異議が無ければ送り返さなくても良いというような方式でやりたいと考えています。非農地にしてもらっては困るときにご回答頂くというかたちの書類です。11ページに載せているのが、議案として、農業委員会の総会に諮る文書です。これに非農地通知の一覧や現地画像をつけて総会にお諮りしていく形で考えています。非農地通知書の方ですが、総会后、所有者の方に非農地にすること決まりましたと通知する書式です。13ページが町長あてに非農地と判断した土地についての通知を行うという流れになります。最後のページですが、町から法務局に対して登記を代えて頂くお願いの様式になります。大山町さんから書式等も頂いて、日南町用に作り替えていく予定ですが、皆様の方からこうした方がいいとかいうような意見を頂きまして、いろいろご指導いただけたらと思っています。以上です。</p>
	議 長	<p>全員異議ないことを確認した。</p>
その他	事 務 局 長	<p>次回総会は、令和元年12月13日(金)午後1時30分から開会予定です。</p>
	議 長	<p>11月3日の琴浦町の婚活イベントに参加された浅田委員さんから報告をお願いします。</p>
	浅 田 委 員	<p>先日、11月3日に琴浦町の農業委員会が主催します、琴浦くるくるツアーという婚活事業を視察して参りました。当日の参加者ですが、男性は16名の応募があった中から10名に絞り込んで参加されていました。女性はなかなか集まらないということで7名の参加がありましたが、途中3名体調不良ということで帰られまして、4名になりました。日程はホテル東伯インで8時30分に受付が開始され、9時開会、9時30分お見合い開始ということでした。11時から婚活を通じて結婚された、ハウスでいろんな野菜を作っておられるところに行って、ミニトマトの収穫体験をしました。その後、町のバスで移動して、大山まきばみるくの里で昼食、バーベキューをしました。更に移動して、米子のクイーンポウルに行って、ポーリングで交流ということで、2ゲームしました。それから再び東伯インに戻って17時30分から交流会、食事、そして18時30分に告白タイムがあり、19時30分閉会という日程でした。以前は婚活には農業者を対象にイベントを行っていたそうですが、男性参加者が少なくして現在は町内全体を対象に変更したということでした。今回が11回目ですが、9組が成婚されていて、去年のカップルがもうすぐ結婚されるということで10組になると聞きました。この度のイベントでカップルになられたのが2組ありました。感想ですが、広範囲を車で移動する時間が長くて、話をする時間がなかったのではないかなと岩田委員さんと話しました。そういったことでした。</p>

		もう一点ですが、10年後の日南町の農業を考える会で6名が指名されて、総会終了後に話をし、そこで座長を仰せつかりました。今までそのようなことはしたことが無いので、10年後の農業を考えるととても大きな問題で、中山間ではどこも高齢化して後継者問題など大変難しくなっているところではあります。6名でいろいろ案を話し合っ、考えをまとめて、皆さんでそれを検討して頂ければ、より良い方向性が出てくるのではないかと思います。11月、12月、1月の総会終了後に講演を頂くということで、それも参考にしながら出来るだけ早く、方向性を出したいと考えています。皆様のご協力をお願い致します。
	議長	女性が7名来られていて、途中で3名の女性はなぜ帰られたのでしょうか。
	浅田委員	最初に初対面で3分間ずつ話をされたのですが、それが一巡する途中の休憩が入ったところで、体調が悪くなって帰ると言われて、ほんとに体調不良かどうかはわかりませんが、体調不良ということで帰られました。7名中3名帰られたらとんでもないなと思いました。こんなことは初めてという事で大変失礼なことだなと思いました、と琴浦町の福田会長も言っておられました。
	議長	岩田委員さんどうですか。
	岩田委員	今の浅田委員さんの説明のとおりです。婚活に民間の人が入っておられて、あんまりいじくりすぎてるなと思って、強引にくっつけようとして、誰と誰がカップルになりそうだとか言われるし、男性にはわかっていて、遠慮したりして、ああいうやり方はどうかなと思って。もし日南町でされるのなら、勉強になったなと思って帰りました。そんなところです。
	議長	我々も11日の研修にはこのことが話題になると思いますので、皆さんからご意見とか聞きたいことがありましたらお話し頂けたらと思います。その他皆さんの方から何かありませんか。
	青戸推進委員	農業経営の状況等というところの、△△のとことで、取締役または業務を執行する役員すべての住所が日南町□□になっていますが、○○でないといけないので訂正をして頂けたらと思います。
	主幹	すみません。こちらの確認不足でしたので、修正いたします。
閉会		

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和元年11月8日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員